

交際費（飲食費）の半分は経費化できるようになりました！ ～中小企業は現行 800 万円と有利選択できます～

皆様こんにちは、今回のFPニュースも引き続き、平成 26 年度税制改正についてお話ししたいと思います。今回は、新聞やテレビ等でも話題になっていました「交際費の損金不算入制度」の改正についてお話ししたいと思います。

（1）現行の交際費の損金不算入制度の概要！

現行の交際費の損金不算入制度とは、その法人が支出する交際費等の額（事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である法人については、その交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）は、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しないこととされています。

1. 交際費等の額のうち 800 万円にその事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した金額（以下「定額控除限度額」という。）以下である場合はゼロ。
2. その交際費等の額が定額控除限度額（800 万円）を超える場合におけるその超える部分の金額。



ただし、資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の法人の 100%子会社及び 100%グループ内の複数の資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の法人に発行株式等の全部を保有されている法人には、定額控除制度（800 万円）は適用されません。

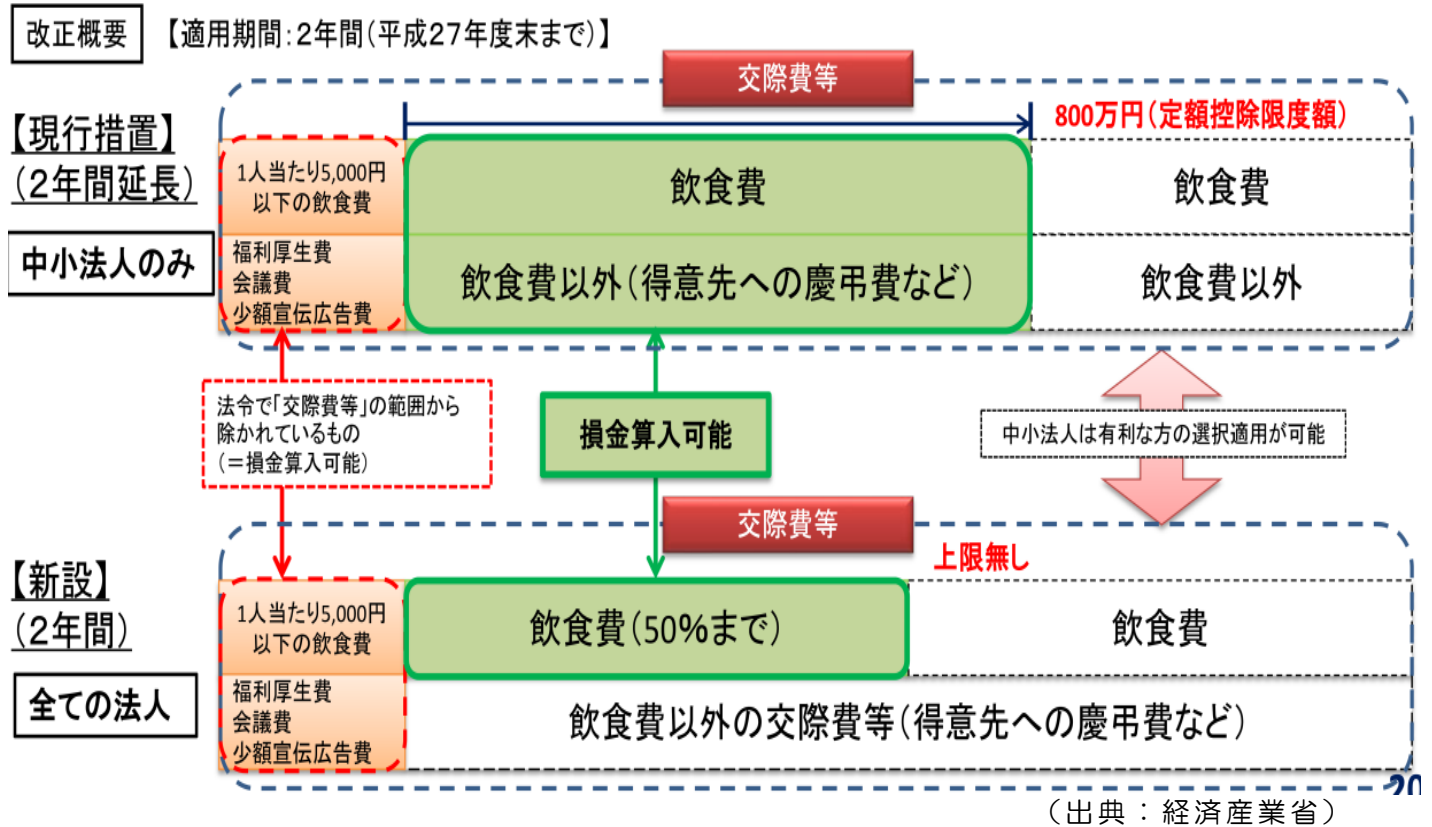
（2）改正の内容！

上記（1）通り、原則、法人が支出した交際費等は、租税特別措置法により損金不算入とされています。しかし、中小法人については、大法人と比べて販売促進手段が限られており、交際費等は中小法人の事業活動に不可欠な経費であることから、中小法人に限り、その一部の金額を損金算入（定額控除限度額 800 万円）できる特例が措置されています。

今までも交際費課税のあり方については、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め検討されてきました。そして今回、飲食店の需要が増加することによる経済波及効果などを勘案し、大企業についても飲食費に限って損金算入が認められるようになりました。

具体的には、**中小法人を含むすべての法人について**、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、**交際費等のうち飲食費（注）に限っては、その支出額の 50%を損金算入できる**措置が創設されます。なお、**中小法人については、現行の定額控除限度額（800 万円）との選択適用が可能**となります（中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額（800 万円））については 2 年間延長されます）。

(注) 飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）を含みません。



この「飲食費」の要件につきましては、現状では不明ですが、おそらく現行の「1人当たり5,000円以下の飲食費(交際費等から除かれます)」の要件が参考になると思いますので、下記に挙げておきます。

- ① 社外の者との飲食費等であること
 社内の役員・従業員同士の飲食費などには適用されませんが、社外の直接・間接を問わず利害関係のある者を含む場合に適用されます。
- ② 1人当たり5,000円以下の飲食費であること
 飲食費に限られるため、贈答品・土産品などには適用されません。ゴルフ接待等による飲食費部分のみを取り出して、金額判定することはできません。
- ③ 書類を保存していること
 社内の者だけの飲食費等でないことを明らかにしなければなりません。接待の目的・相手方の名称・参加人数などを記録した一覧性のある資料を保存しなければなりません。

(3) 適用開始時期について!

この制度は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

(文責：川上 正治)